

理念と目的

現代社会において、企業はその重要な構成要素であり、その活動はきわめて広範・多岐な領域に及んでいる。まさに、企業の存在なくして、われわれの生活は成り立たないと言っても過言ではない。それとともに、社会の複雑・高度化は法による規律の必要性を帰結し、企業をめぐる法的問題も飛躍的に増大した。企業をめぐる法律も、民商法・会社法にとどまらず、倒産法、租税法、知的財産法、労働法、独占禁止法、消費者法、環境法、行政法、刑事法、さらに国際法に至るまで、広範な領域に及んでいる。そこで、これら企業をめぐる多様かつ広範な法領域を包摂する新たな学問領域を形成する必要が生じ、われわれはこれを「企業法」と呼び、独自の研究対象とすることとした。つまり、企業を巡る多様な法を企業活動の視点から有機的に関連付けながら、企業法として総合的に研究し、企業活動における新たな価値を生み出していくことが企業法学会の目的である。

近時、企業におけるコンプライアンスや企業の社会的責任論(CSR)が論じられ、また、会社以外に NPO など多様な法形式の団体の活動が重要性を増しているが、このように、法が企業の隅々にまで行き渡る社会の実現を目指す上で、企業を規律する法を企業法という視点から総合的かつ実践的に研究することの意義はきわめて大きい。このような研究活動は、弁護士を「国民の社会生活上の医師」と位置づけ、法の支配を社会の隅々にまで行き渡らせようとする司法制度改革の理念(2001年の司法制度改革審議会意見書)とも深く響き合うものである。